

誓約書

年 月 日

匝瑳市長 あて

誓約者（申請者） 住所

氏名 _____ ㊞

（申請者以外のお試し住宅を
使用したい者）

住所

氏名 _____ ㊞

住所

氏名 _____ ㊞

住所

氏名 _____ ㊞

住所

氏名 _____ ㊞

（申請者以外のお試し住宅を使用したい者の住所は、
申請者と同一の場合は省略することができます。）

私は、お試し住宅の使用に当たり、下記に掲げる事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 お試し住宅の鍵の管理及び当該お試し住宅の施錠は適正に実施し、使用期間が終了した場合は、直ちに当該鍵を市長に返却し、当該お試し住宅を市長に明け渡します。また、当該鍵を紛失した場合又は当該お試し住宅の施設及び備品を破損し、汚損し、若しくは滅失した場合は、直ちに市長にその旨を報告いたします。
なお、貴重品等は自らの責任において管理します。
- 2 お試し住宅使用許可申請書に記載した内容に変更がある場合は、速やかに連絡いたします。
- 3 自らの故意又は過失によりお試し住宅の全部又は一部を破損し、汚損し、又は滅失した場合は、賠償いたします。
- 4 匝瑳市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではありません。
- 5 布団の有料レンタル料金は、自己の都合によりお試し住宅の使用期間が短縮した場合でも返還を求めません。
- 6 その他、裏面に掲げる事項について遵守いたします。

(裏面)

そうさ！！ 匠瑳で暮らそうお試し住宅事業実施規則（抜粋）

(遵守事項)

第9条 許可者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出時及び就寝時に施錠することその他お試し住宅を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) お試し住宅の鍵を紛失した場合は、許可者は直ちに市長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに十分注意し、お試し住宅の敷地内は禁煙とすること。
- (4) お試し住宅の施設及び備え付けの家具、電化製品その他の備品を清潔に保つとともに適切に使用することとし、当該施設及び備品を破損した場合は、直ちに市長にその旨を報告すること。
- (5) お試し住宅(敷地を含む。)の清掃を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(行為の制限)

第10条 許可者等は、お試し住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可者等以外の者にお試し住宅を使用させること。
- (2) お試し住宅の改修を行うこと。
- (3) お試し住宅の全部又は一部を第三者に転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (4) 鉄砲、刀剣類、爆発性若しくは発火性を有する危険な物品等を製造し、又は保有すること。
- (5) 排水管を腐食させるおそれのある液体又は詰まらせる原因となるものを流すこと。
- (6) 看板、ポスターその他の広告物を掲示し、又は文書、図書その他の印刷物を貼付し、若しくは配布すること。
- (7) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (8) 興業、展示会その他これに類する行為を行うこと。
- (9) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行うこと。
- (10) 騒音又は大声を発するその他近隣の住民に迷惑となる行為を行うこと。
- (11) 犬(盲導犬を除く。)、猫その他の動物を飼育すること。
- (12) 鍵の改変又は複製により、お試し住宅の管理に支障を及ぼすこと。
- (13) お試し住宅の目的にふさわしくない行為を行うこと。
- (14) 許可した目的以外にお試し住宅を使用すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、他人の迷惑となる行為を行うこと。